

平成22年度ダイオキシン類に係る事業者自主測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設の設置者（H23.5.16 現在の対象施設設置者）から報告があった自主測定結果の概要は次のとおりです。なお、今回の報告施設数については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの採取測定分及び昨年度の公表までに報告がなかった平成22年3月31日以前の採取測定分です。

1 測定結果について

(1) 排出ガス、焼却灰、ばいじん（単位 排出ガス：ng-TEQ/m³N、焼却灰・ばいじん：ng-TEQ/g）

特定施設名			報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数 (未着工等を含む)	その他施設数**	測定結果		基準値	
							最小	最大		
廃棄物焼却炉	排出ガス	新設*	4 t/h 以上	1	1	0	0	0.0026	0.0026	0.1
			2～4 t/h	3	3	0	0	0.0000013	0.024	1
			2 t/h 未満	52	30	13	2	0	4.3	5
		既設*	4 t/h 以上	0	0	0	0	—	—	1
			2～4 t/h	20	15	5	0	0	1.1	5
			2 t/h 未満	95	61	22	3	0	8.6	10
	計			171	110	40	5	—	—	
	焼却灰			171	105	40	5	0	0.97	
	ばいじん			153	88	39	5	0	19	

(*) 新設：法施行（平成12年1月15日）より後に設置した施設

既設：法施行（平成12年1月15日）より前に設置した施設

(**) 分析中、測定日程調整中、稼働後1年未満の施設を計上しています。

(2) 排水（単位 排水：pg-TEQ/L）

特定施設名	報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数	測定結果		基準値
				最小	最大	
廃棄物焼却炉における廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	9	7	2	0	0.70	10
クラフトパルプ又はサルファイトパルプ製造用に供する塩素系漂白施設	2	2	0	0.13	0.13	10

2 基準の適合状況について

報告があった施設、事業場については、全て基準に適合している。